

## ○ 行政サービス等の利用の制限

特定滞納者に対して、以下の行政サービス等について利用の制限を行います。

- |                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| ● 町有地の貸付け          | ● 中小企業振興資金の融資                  |
| ● 町有財産の売払い         | ● 町立図書館利用券の交付                  |
| ● 道路及び水路の払下げ       | ● ふれあい農園の貸付け                   |
| ● 水路の占用            | ● 町職員の採用                       |
| ● 道路管理者以外の者の行う道路工事 | ● 町表彰                          |
| ● 指名競争入札の参加        | ● 湯河原町教育施設使用条例の規定<br>に基づく施設の使用 |
| ● 工事の請負            | ● 各種補助金、助成金の交付 など              |
| ● 業務の委託            | ※ 主なもののみ抜粋です                   |
| ● 物品等の購入、印刷製本及び修繕  |                                |

## ○ 認定の取消し

特定滞納者が町税等を完納したときなどは、特定滞納者の認定を取り消します。

- ◎ 湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例は、町ホームページで見ることができます。

# 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

税務課 内線265～267

平成20年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します。

縦覧期間中は、納税者が自己の土地又は家屋の価格（評価額）と他の土地又は家屋の価格（評価額）を土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿により比較することができます。

また、自己の所有する固定資産の平成20年度の課税内容についても、固定資産課税台帳により確認することができます。

※土地の評価にかかる標準地・路線価図についても閲覧ができます。

【縦覧期間】 4月1日(火)～6月2日(月)

土日祝日を除く 8:30～17:15

【縦覧場所】 税務課資産税窓口（第2庁舎1階）

【縦覧対象者】

湯河原町に土地又は家屋を所有し、平成20年度に固定資産税を納税する方（同居の親族、納税者から文書で委任された方、納税管理人、固定資産の共有者の方も可能です。）

※縦覧時には、運転免許証、パスポート、平成20年度固定資産税納税通知書など、本人確認ができるものをご持参してください。